

超小型モビリティ認定制度の手続きについて

超小型モビリティ認定制度

使用上の条件を付した上で、安全基準を一部緩和し、安全性を低下することなく、公道走行を可能とする。

軽自動車の安全基準を一部緩和

【基準の非適用】

- 座席やシートベルトの取付強度
- シートバックの衝撃吸収
- 座席空間、寸法 など

【二輪車相当の緩和基準】

- 灯火器 ○ブレーキ など

【その他】

- 衝突試験の代わりに、構造を確認



超小型モビリティ
(乗車定員2人)

安全確保のための使用上の条件

- 高速道路等を走行しないこと
- 地方公共団体等の了解の下、その指定する地域において運行されること
- 使用者への講習が行われること
- 使用者の特定、管理が適切に行われること

超小型モビリティ認定制度の一部改正(平成30年1月)

「超小型モビリティ認定要領」の見直しを行い、地方公共団体以外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度に改正。

認定制度の概要

○対象とする超小型モビリティ

- ① 長さ、幅、高さが軽自動車の規格内の三・四輪自動車
- ② 乗車定員2人以下のもの(2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、3人以下)
- ③ 定格出力8kW以下(又は125cc以下)のもの

○申請者

- ① 地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会
- ② ①に掲げる者以外であって、①に掲げる者から了承を得ている者(平成30年1月改正)

○認定時の保安基準の取扱い

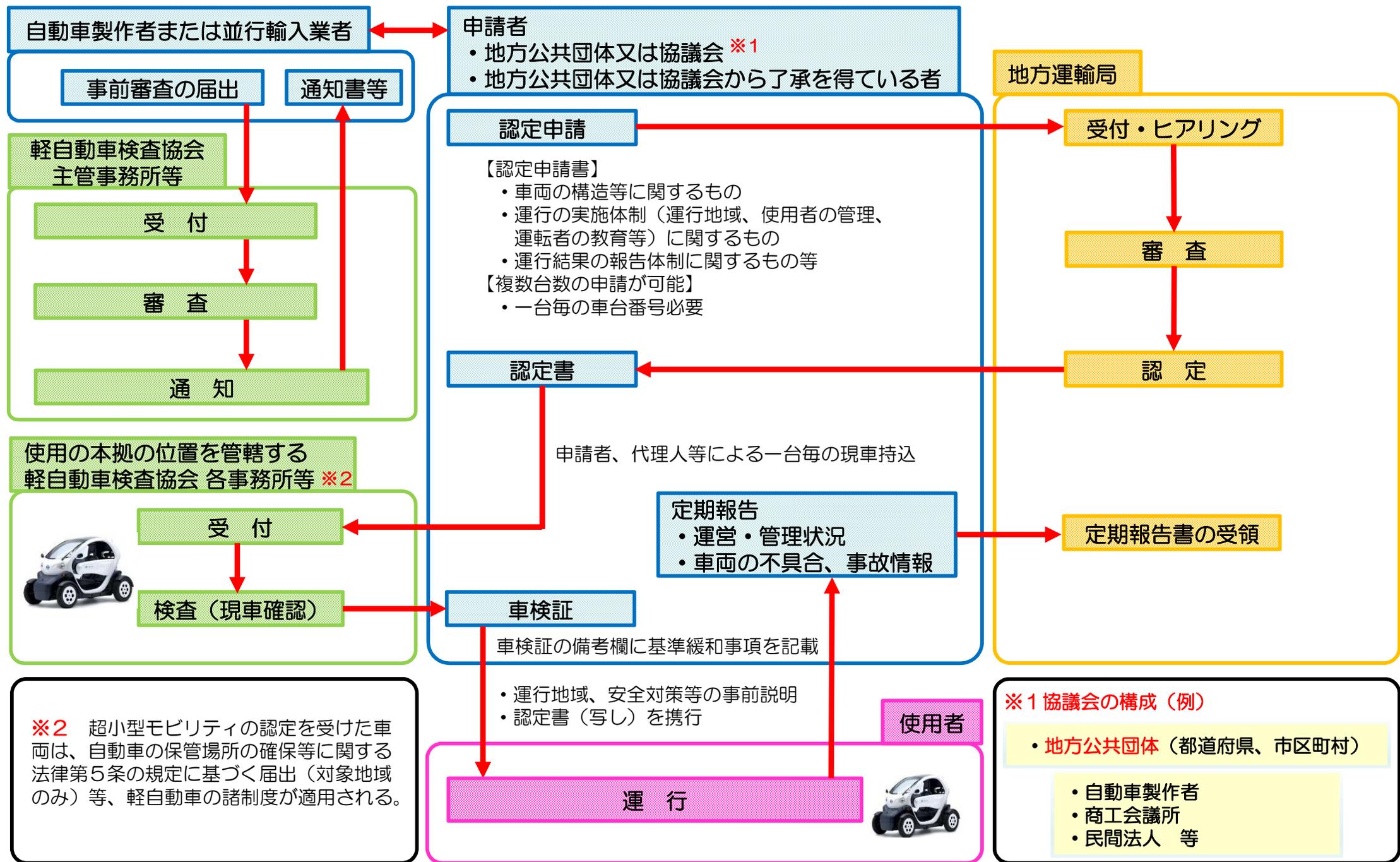
安全確保を最優先として、主に以下の取扱いを行う。
(主な例)

制限された運行地域→座席の取付強度基準を緩和
車幅の狭い車両→二輪の灯火器の保安基準を適用

○認定後の措置

- ・地方運輸局長による認定後、一台毎の基準適合性審査(いわゆる車検)を軽自動車検査協会にて実施
- ・使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明
- ・運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

超小型モビリティ認定制度手続きの流れ



認定申請に必要な書面

第5 申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第55条第3項から第5項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

- 1 申請者は、^① 第1号様式の申請書に^② 別添1に掲げる資料を添付し、かつ、^③ 第4第1項ただし書に係る了承を得た者又は同項(2)の了承を得た者は当該了承に関する書面を添付し、正本1通及び副本1通並びに申請書等の写しの電子媒体1部（CD-R等）を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本1通及び副本2通を提出するものとする。

～超小型モビリティの認定要領抜粋～

① 第1号様式の申請書

第1号様式（第5関係）

超小型モビリティの認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第1項の規定に基づき、超小型モビリティ認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号（又は製造番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 運行地域
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
（別添2による。）
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

- (1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (5) 同一車名及び型式の超小型モビリティを複数台申請する場合は、「記4」を別紙に記載することが出来る。
- (6) 「記9」の省略する添付資料については、車名・型式が異なる超小型モビリティを同時に申請する場合、省略する添付資料の名称を記載する。

超小型モビリティ認定制度の手続きについて

② 別添1に掲げる資料

類別	資料の種類	内容
1 超小型モビリティの構造等に関するもの	1 諸元表 2 構造・装置の概要 3 外観図 4 原動機の排気量又は定格出力を証する資料 5 運転者席付近配置図 6 次に掲げる装置の図面 ①シャシ全体図（車枠又は車体） ②原動機全体 ③動力伝達装置 ④走行装置 ⑤操縦装置 ⑥制動装置 ⑦緩衝装置 ⑧燃料装置 ⑨灯火装置	<p>資料の1から6までは、次に掲げるいずれかの資料であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日付、自技第239号）に基づく、「試作・組立自動車審査結果通知書」及び添付資料。 2. 自動車型式認証実施要領について（平成10年11月12日付、自審第1252号の4）別添「自動車型式認証実施要領」別添1の別表に準ずる資料。 3. 並行輸入自動車取扱要領について（平成9年3月31日付、自技第61号）に基づき提出することとしている届出書及び添付資料。

- 1. 及び3. は軽自動車検査協会に届出された書面の写しを添付する。
- 使用の本拠の位置が関東管内の場合、1. は軽自動車検査協会東京主管事務所（東京都港区）に届出、3. は軽自動車検査協会の管轄事務所等に届出する。

超小型モビリティ認定制度の手続きについて

類別	資料の種類	内容
2 基準緩和に関するもの	1 誓約書	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守する又は使用者に周知させる旨の資料。(参考による書式)
	2 保安上支障がないことを証する書面	別添2の基準緩和が必要な項目について、各基準緩和項目に付された条件又は制限に関する適合性が確認できる書面(保安基準への適合性を証する書面等)。

参考5 (別添1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所 印

誓 約 書

使用する車名、型式、車台番号(又は製造番号)の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく超小型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

(申請者と使用者が同一の場合)

- 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。
- 1に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 事故時には、遅滞なく通報します。

(申請者と使用者が異なる場合)

当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ認定の趣旨について周知します。

(認定要領第4第1項(2)の者)

使用者特定証明書を使用者に対して交付します。

～超小型モビリティの認定要領抜粋～

対象	基準緩和項目	条件又は制限
側面衝突時の乗員の保護関係	細目告示第100条第13項	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の側面に衝撃緩和部材を有すること。 車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
ポール側面衝突時の乗員の保護関係	細目告示第100条第16項	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の側面に衝撃緩和部材を有すること。 車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
座席	保安基準第22条第1項、第2項、第3項、第4項	座席の前方は、自動車が衝突等により衝撃を受けた場合に、乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれのない構造であること。
座席ベルト	保安基準第22条の3第1項、第3項等	自動車の最高速度は、30キロメートル毎時以下であること。
頭部後傾抑止装置	保安基準第22条の4	自動車の最高速度は、30キロメートル毎時以下であること。
前照灯	細目告示第120条第3項第1号等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 二輪自動車の基準に適合すること。
制動灯	保安基準第39条第1項等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 二輪自動車の基準に適合すること。

超小型モビリティ認定制度の手続きについて

類別	資料の種類	内容
3 運行の実施体制に関するもの	1 運行地域及び運行計画	<p>次に掲げる内容が確認できる資料であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高速道路、自動車専用道路及び最高速度60キロメートル毎時超の道路以外の場所（ただし、保安基準第20条第5項及び第6項、第22条の3第1項及び第3項並びに第22条の4を基準緩和する場合にあっては、主に最高速度30キロメートル毎時以下の道路とする。）であることを示すもの。 2. 超小型モビリティの運行に関し、地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための具体的な対策。 3. 超小型モビリティの具体的な利活用場面を想定した運行計画。
	2 使用者の管理	<p>次に掲げる事項を確実に管理できる体制を有していることが確認できる資料であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 使用者の特定 ロ 超小型モビリティの使用状況
	3 運転者の教育	<p>次に掲げる内容について教育するための体制を有していることが確認できる資料であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特殊な自動車であることを十分に認知させ、安全な運行に努めさせること。 2. 超小型モビリティの運行にあたっては、認定の際に付された条件及び制限を遵守し、かつ、運転者に遵守させること。 3. 運行時は、超小型モビリティ認定書の写しを超小型モビリティに携行すること。 4. 運転者に対する、事故防止のために必要な対策。 5. 事故又は不具合発生時の異常時は、速やかに適切な措置を行うこと。 6. 超小型モビリティの点検・整備に関する実施方法等。

超小型モビリティ認定制度の手続きについて

類別	資料の種類	内容
3 運行の実施体制に関するもの	4 超小型モビリティの点検・整備 5 その他（運行上の安全対策）	<p>次に掲げる内容が確認できる資料であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検 ・ 定期点検 ・ 点検整備方式 <p>（自動車点検基準で想定している日常点検基準項目及び定期点検基準項目以外に実施しなければならない特別の点検・整備項目、判定基準及び交換時期がある場合はその旨。）</p> <p>運行上の安全対策として以下の例が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行時間の制限、監視員の配置 ・ GPSを車載することによる運行の記録（運行管理） ・ 運行地域の出入り口等の標識設置、路面のマーキング ・ 超小型モビリティの運行地域の地域住民への広報や安全運転講習会の実施などの交通安全に対する意識向上等、地域の実態に即した安全対策。
4 報告に関するもの	不具合、事故、改善対策、定期等の報告	<p>次に掲げる内容が確認できる資料であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故及び不具合発生時並びにヒヤリハットの発生状況等に関する報告は、使用者から関係行政機関等に確実に実施される体制が整えられていること。 2. 上記1. に対する改善措置に関する報告は、当該認定を行った地方運輸局長に対し確実に実施される体制が整えられること。 3. 当該認定を行った地方運輸局長に対する運行の結果に関する報告は、毎年度末までに確実に実施される体制が整えられていること。

- ③ 第4第1項ただし書に係る了承を得た者又は同項(2)の了承を得た者は当該了承に関する書面

第4 申請者等

1 超小型モビリティ認定の申請は、次のいずれかに該当する者（以下「申請者」という。次項から第10第2項までにおいて同じ。）が、保安基準第55条第3項の規定に基づき行うものとする。ただし、運行地域が複数の地方公共団体にまたがる場合にあっては、あらかじめ運行地域がある地方公共団体の長又は当該地方公共団体が組織する協議会の長から了承を得るものとする。

- (1) 運行地域がある地方公共団体の長又は当該地方公共団体が組織する協議会の長
- (2) (1)に掲げる者以外であって、(1)に掲げる者から了承を得ている者

～超小型モビリティの認定要領抜粋～

超小型モビリティ認定制度の手続きについて

参考1（第4第1項関係）

地方公共団体等了承証明書

年 月 日

地方運輸局長 殿

地方公共団体等の長の氏名 印

当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したことを証明します。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 合意している場所

超小型モビリティ認定要領の一部改正 (平成30年1月)

【改正の背景】

今後の車両安全対策のあり方についてとりまとめた交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（平成28年6月）において、手続きの柔軟性を高め、より超小型モビリティの普及を図るため、「見直しを行い、地方公共団体以外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていくべきである。」との方向性が示された。

【改正の内容】

これまでは、超小型モビリティの認定の申請ができる者を、超小型モビリティの運行に関して交通の安全と円滑を図るための措置を講ずる地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長に限っていたが、これらの者以外の者による申請も可能とすることとする

ただし、申請者は、超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長等の了承を得るものとする。

1. 改正の背景

軽自動車より小さく、原動機付自転車（二輪）より大きいという特徴を有する1人から2人乗り程度の超小型モビリティについては、従前より認定制度に基づいた運用を行っているが、更なる普及促進に向け、一般道を自由に走行できる量産型車両の安全対策について有識者を交えて議論を行った。

2. 道路運送車両法施行規則の主な改正項目

- 超小型モビリティ（長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない、最高速度60km/h以下の軽自動車のうち、高速自動車国道等*を運行しないもの）であることを自動車検査証に記載する。
- 記載事項に変更がある場合には、構造等変更検査を受けることを命じる。

*高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。

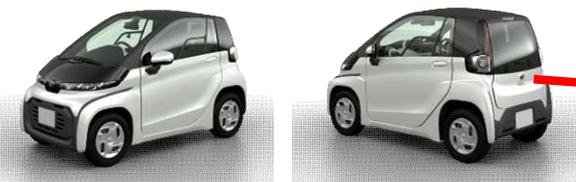
3. 適用関係告示の主な改正項目

- 乗用車に適用される衝突安全基準のうち
 - フルラップ、オフセット前面衝突試験の試験速度を40km/hとする。（乗用車はそれぞれ50km/h、56km/h）
 - ポールへの側面衝突試験を当分の間、適用しない。
- 最高速度60km/h以下の車両であることを車両後面の見やすい位置に表示する。



超小型モビリティ型式指定制度手続きの流れ

自動車製作者



型式指定申請

完成検査終了証の発行

国土交通省

審査

指定

使用の本拠の位置を管轄する
軽自動車検査協会 各事務所等 ※

受付

検査証交付
(現車検査なし)

自動車ディーラー等

完成検査終了証

使用者の代理で申請

車検証



車検証の備考欄に「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」を記載

使用者（申請者）

運行



※ 超小型モビリティの型式指定を受けた車両は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第5条の規定に基づく届出（対象地域のみ）等、軽自動車の諸制度が適用される。

- 高速自動車国道等を走行できない旨の説明
- 標識を取り外すと保安基準違反になる旨の説明

(参考)超小型モビリティの安全対策(保安基準の整備)

【概要】

○超小型モビリティの利点を確保するため車体寸法をミニカーと同一とし、量産化を前提に、使用者や走行区域を限定せず、一般道での円滑な走行を前提とした最高速度60km/h以下とする軽自動車を対象とした保安基準改正を行う。

	第一種原動機付自転車 (ミニカー)	軽自動車			普通自動車 (小型自動車)
		超小型モビリティ (認定車)	超小型モビリティ (型式指定車)	軽自動車	
最高速度	60km/h (道路交通法)	個別の制限付与	構造上60km/h	構造上の制限なし	構造上の制限なし
定格出力	0.6kW以下	0.6kW~8.0kW	0.6kW超	0.6kW超	0.6kW超
長さ	2.5m以下	3.4m以下	2.5m以下	3.4m以下	12m以下 (4.7m以下)
幅	1.3m以下	1.48m以下	1.3m以下	1.48m以下	2.5m以下 (1.7m以下)
高さ	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	3.8m以下 (2.0m以下)
					

【改正内容】

○対象となる超小型モビリティについて、主に以下の事項に係る保安基準の見直しを行う*。

- ・フルラップ前面衝突 (UNR94) における衝突速度 (50km/h) を、40km/hとすることを可能とする。
- ・オフセット前面衝突 (UNR137) における衝突速度 (56km/h) を、40km/hとすることを可能とする。
- ・ポールへの側面衝突 (UNR135) を非適用とする。
- ・最高速度60km/h以下であることを他の交通に示すための車体表示の義務付けやその旨を車検証に記載する。など

* 他の保安基準項目 (ABS、横滑り防止装置、感電保護基準等) は全て適用する。

背景

国土交通省は、超小型モビリティの普及促進に向けた政策の一つとして、平成26年度に超小型モビリティを導入する際のポイントや手順をまとめたガイドブック（『地域から始める超小型モビリティ導入ガイドブック』）を公表した。しかしながら、平成30年1月（認定要領）の改正や令和2年9月（道路運送車両法施行規則等）の改正に伴う型式指定車両の発売等がガイドブックに反映されていないため更新が必要。

ガイドブックの主な構成

第1部 超小型モビリティ導入の準備から導入まで

- STEP1▶解決すべき課題の整理
- STEP2▶超小型モビリティ導入判断
- STEP3▶全体構想策定及び関係者への説明・協力依頼
- STEP4▶関係者との詳細検討・合意

第2部 先行導入の事例紹介

- 宮城県 美里町
- 奈良県 明日香村
- 神奈川県 横浜市

更新が必要となる事例

第1部 STEP4▶利用車両の選定

- 型式指定車の発売が想定されるため、③型式指定車両を追加する更新が必要

※1部、超小型モビリティ導入の準備から導入まで

STEP 4

利用車両の選定

このページを読むための目安があります

●導入目的・事業内容や利用時に想定される乗車人数に応じた車両の選定方法が分かります。

候補車両の絞り込み

超小型モビリティには①認定制度に基づく認定車両と、②「ミニカー」と呼ばれる原動機付自転車（三輪又は四輪）に該当する車両があります。それぞれ、乗車定員、積載できる荷物の重量、走行できる運行地域などが異なります。導入目的、事業内容等に照らし合わせて、どちらの車両が適しているか考えましょう。

	① 認定制度に基づく認定車両	② 原動機付自転車（三輪又は四輪）
運行地域	定められた運行地域のみ走行可能（高速道路等は走行できない）	制限なし（高速道路等は走行できない）
定員	1人～2人	1人
積載可能な荷物の重量	30kgを超える荷物の積載が可能	30kg以下の荷物の積載が可能
車両例	 ホンダ MC-08  日産 ニューモビリティコンセプト  NTN インホイールモーターEV  トヨタ e-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD	 トヨタ e-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD  トヨタe-ROAD
適している導入目的・事業内容等	グループでの来訪が多い観光地利用など 2人乗車が多いと見込まれる観光客向けの事業 重量のある荷物を扱う配送業務など 30kgを超える荷物を積む必要が生じる配送業務など	送迎など 送迎や通院に伴う送迎など オートバイのツーリング利用のような観光を促進したい場合など 運転自体を楽しんでもらう場合や、ツーリングを楽しむのに向けた観光コースなどを持つ観光地などにおける事業 職員が単独で移動する公務利用など 業務訪問や打合せのための移動のように、携帯する荷物も書類カバン程度の公務向け 小口で軽い荷物を扱う配送業務など 30kg以下の荷物を扱う配送業務など

候補車両の選定

自動車メーカーや車両毎に、大きさや外観（デザイン）など、特徴が異なります。例えば、狭い駐車場に複数台駐車したい場合には、外観や幅がオートバイに近い車両が候補となります。ある程度、候補が絞れた段階で取扱の自動車メーカーに詳細を問い合わせてください。複数社に相談することも一考です。

なお、認定制度に基づく認定車両には検査（車検）が必要となります。

～ガイドブックは国土交通省HPに掲載されています～
 (第1部) : <https://www.mlit.go.jp/common/001099371.pdf>
 (第2部) : <https://www.mlit.go.jp/common/001099372.pdf>